

神石高原町空き家情報バンク制度要綱

平成19年3月15日
告示第13号

(趣旨)

第1条 この告示は、神石高原町内に存する空き家の有効利用を通して、町民と都市住民の交流の拡大と定住促進、地域自治及び農村機能の維持による地域の活性化を図るため、空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 空き家情報バンク 神石高原町内に存する空き家（空き家となる予定のもの及び空き地も含む。以下「空き家等」という。）に関する登録及び神石高原町に定住することを目的として、又は就農や農村回帰等で空き家等の利用を希望する者（以下「空き家利用希望者」という。）に関する登録を通して、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して斡旋を行う制度をいう。
- (2) 所有者等 当該空き家に係る所有権、又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家登録者 第4条第3項の規定による登録の通知を受けた者をいう。
- (4) 空き家利用希望登録者 第7条第3項の規定による登録の通知を受けた者をいう。
- (5) 斡旋 空き家及び空き家利用希望登録者に関する情報で、空き家登録者又は空き家利用希望登録者に対して有用なものを提供することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、この制度以外の空き家の取引を規制するものではない。

(空き家等の登録申込)

第4条 空き家情報バンクによる空き家等に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家情報バンク登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家情報バンク登録データベース（以下「空き家データベース」という。）に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家情報バンク制度によることが適当と認めるときは、当該空き家等の所有者等に対してこの制度による登録を勧めることができる。

(登録事項変更の届出)

第5条 空き家登録者は、登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 町長は、当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は空き家データベースの登録抹消の届け出があったときは、当該空き家データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

(空き家利用希望者登録申込)

第7条 空き家情報バンク制度による空き家利用希望者に関する登録を受けようとする

る者（以下「利用希望申込者」という。）は、空き家情報バンク利用希望者登録申込書（様式第2号）及び誓約書（様式第3号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家情報バンク利用希望登録者データベース（以下「空き家利用希望者データベース」という。）に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用希望申込者に通知するものとする。

（登録事項変更の届出）

第8条 空き家利用希望登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第9条 町長は、空き家利用希望登録者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家等の利用目的が趣旨に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家等を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められたとき。
- (4) 申し込み内容に虚偽があったとき。
- (5) 空き家利用希望者データベースの登録抹消の届け出があったとき。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

（斡旋等）

第10条 町長は、必要に応じて、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して、空き家データベース及び空き家利用希望者データベースに登録された有用な情報を提供するものとする。

- 2 町長は、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して、空き家に係る交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

第11条 町長は、空き家情報バンク事業の実施に係る事務の全部又は一部について、適当と認める者に委託することができる。

（その他）

第12条 この告示に定めのあるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

この告示は、平成27年3月20日から施行する。